

荒川水系流域治水ロゴマーク 使用規程

令和4年3月11日

荒川水系（埼玉ブロック）流域治水協議会 事務局

荒川水系（東京ブロック）流域治水協議会 事務局

（趣旨）

第1条 この規程は、荒川水系流域治水ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（ロゴマークの権利）

第2条 ロゴマークに関する著作権その他一切の権利は、荒川水系（埼玉ブロック）流域治水協議会が保有し、管理事務は、荒川水系（埼玉ブロック）流域治水協議会及び荒川水系（東京ブロック）流域治水協議会（以下総称して「両協議会」という。）の両事務局（以下「事務局」という。）が行う。

（ロゴマークのデザイン）

第3条 ロゴマークのデザインは、【別紙】に示すとおり、形の変更や指定の色以外での使用は不可とする。

（ロゴマークの使用）

第4条 ロゴマークは、本規程を遵守することを前提として、届出を必要とせず使用を認めるものとする。

（ロゴマークの使用料）

第5条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

（遵守事項）

第6条 ロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 法令・規則及び公序良俗に反するものに使用しないこと。
- (2) 第三者の利益を害するものに使用しないこと。
- (3) 両協議会の信用又は品位を傷つけないこと。
- (4) 商品への利用など、営利を主たる目的とした使用をしないこと。ただし、報道関係者が報道目的で使用する場合又は流域治水の趣旨に賛同する企業・団体・労働者等が、流域治水の取組の普及・啓発のために名刺、配布物、公式ホームページ等に掲示する場合を除く。
- (5) 自己の商標、意匠等として独占的に使用しないこと。

- (6) 商標権、意匠権等の知的財産権の申請をしないこと。
- (7) 特定の政治、思想又は宗教に関する活動に使用しないこと。
- (8) 両協議会の事業又は両協議会が認めた関連事業を推進する上で支障を来たさないこと。
- (9) 荒川水系流域治水のイメージを損なう使用をしないこと。

(使用の差し止め)

第7条 ロゴマークの使用に関し、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、両協議会はロゴマークの使用を差し止めることができ、これに起因して生じたいかなる損失について一切の責任を負わない。

- (1) 使用者が法令に違反した場合。
- (2) 第6条の規定に違反した場合。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、両協議会が不適切と認めた場合。

2 両協議会は、第7条の規定により使用の差し止めを受けた者に対して、使用の差し止めを受けた利用対象物等について回収等の措置を求めることができる。

(使用の管理等)

第8条 両協議会は、使用者に対し、ロゴマークを使用した資料や物品等の提出を求めることができる。

(賠償責任等)

第9条 両協議会は、ロゴマークを使用したことにより使用者に生じたいかなる損失について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、利用対象物等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、両協議会に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 両協議会は、本規程に違反する使用者に対し、必要な措置を命ずることができるとともに、必要な法的措置をとることができる。

(その他)

第10条 本規程に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、事務局が別に定める。

(付則)

この規程は、令和4年3月11日から施行する。

【別紙】 荒川水系流域治水ロゴマーク デザイン

ロゴマークの色や形を変えて使用することは、使用規定第3条で禁止されています。
以下に示す指定色または単色で使用してください。

(カラー)

※下記の数値 (CMYK値) で使用してください。



※単色とする場合は全てグレースケールとして、以下のいずれかを選択してください。

(単色①)



(単色②)

